

## 2020年12月 会計基準アドバイザー・フォーラム (ASAF) 議事概要

### I. 概要

1. 会計基準アドバイザー・フォーラム (ASAF) 会議が、2020年12月10日にウェブ会議により開催された。ASAF 会議の主な内容は、次のとおり。

### 2020年12月 ASAF 会議出席メンバー (2020年12月10日 ウェブ会議)

#### (ASAF メンバー)

組織名	出席メンバー
パン・アフリカ会計士連盟 (PAFA)	Raymond Chamboko
アジア・オセアニア会計基準設定主体グループ (AOSSG)	Shiwaji Bhikaji Zaware 他
企業会計基準委員会 (ASBJ)	小賀坂委員長、川西副委員長
中国財政部会計司 (MOF-ARD)	Yu Chen
韓国会計基準委員会 (KASB)	Eui-Hyung Kim 他
欧州財務報告諮問グループ (EFRAG)	Patricia McBride 他
フランス国家会計基準局 (ANC)	Patrick de Cambourg 他
英国財務報告評議会 (FRC)	Mark Babington
イタリア会計基準設定主体 (OIC)	Alberto Giussani 他
ラテンアメリカ会計基準設定主体グループ (GLASS)	Rodrigo Andrade de Moraes
カナダ会計基準審議会 (AcSB)	Linda Mezon
米国財務会計基準審議会 (FASB)	Jim Kroeker

#### (IASB 参加者)

Hans Hoogervorst 議長 (ASAF の議長)、Sue Lloyd 副議長、プロジェクト担当理事、担当スタッフ

## 2020年12月ASAF会議の議題

議 題	予定 時間	実際 時間	参照 ページ
料金規制対象活動	45分	45分	3
暗号資産	45分	60分	7
資本の特徴を有する金融商品	30分	35分	12
動的リスク管理	15分	5分	18
交換可能性の欠如（IAS第21号の修正）	45分	20分	19
プロジェクトの近況報告と次回ASAF会議の議題	15分	10分	22

### ASAF会議への対応

2. 今回のASAF会議への対応については、ASAF対応専門委員会において検討を行った。

## II. 料金規制対象活動

3. 今回の ASAF 会議では、2021 年 1 月に公表予定の公開草案「規制資産及び規制負債」(以下「公開草案」という。)について、IASB スタッフから概要説明が行われ、IASB が行うべきアウトリーチ活動等に関して、議論が行われた。

### 議題の概要

(公表予定の公開草案の概要)

4. 2021 年 1 月に公開草案が公表される予定であり、コメント期間は 150 日である。
5. IASB スタッフは公表予定の公開草案の内容について以下の点を説明した。
  - (1) 何が問題か。
  - (2) 公開草案はこの問題をどのように解決するか。
  - (3) どのような企業が影響を受けるか。
  - (4) 企業はどのように影響を受けるか。

(ASAF メンバーへの質問)

6. IASB スタッフから ASAF メンバーに対し、以下の点について意見が求められた。
  - (1) IASB は、どのような種類のアウトリーチ活動を行うべきか。
  - (2) ASAF メンバーは、IASB のアウトリーチ活動をどのように手助けできるか。
  - (3) IASB は、ASAF メンバーのアウトリーチ活動をどのように支援できるか。

### ASBJ からの発言の要旨とこれに対する参加者の主な発言

7. ASBJ からの主な発言の要旨は次のとおりである。

#### (公開草案における対象範囲について)

- (1) 対象範囲を正しく設定することが非常に重要であるが、IASB のこれまでの暫定決定ではこの点が明確化されているとはいえない。対象範囲が正しくないとのフィードバックを受けた場合、IASB は公開草案を再公開しなければならなくなるリスクがあると考えている。

#### (アウトリーチ活動の対象企業について)

- (2) 現時点では提案の対象とはなっていないが、対象となる企業の定義や範囲を変更すると対象となる可能性がある企業に対してもアウトリーチ活動を実施することが有効である可能性がある。

8. ASBJ からの発言に対する又は関連する参加者の主な発言は次のとおりである。

#### **(公開草案における対象範囲について)**

- (1) 本公開草案は、適用対象となる企業に大きな影響を与えるため、対象範囲の明確化は最も重要な論点だと考えている。特に、強制力のある規制上の合意とは何かを正確に理解し、利害関係者を特定することが重要と考えられる。アウトリーチ活動を通じて対象範囲を明確にすることが重要なテーマとなる。(フランス、英国、中国、イタリア)

⇒対象範囲が重要な論点であることは認識しており、このため対象範囲に関する設例を作成してきた。その中には、規制資産や規制負債が発生しうる状態や状況を明示したさまざまなシナリオが含まれている。(IASB スタッフ)

#### **(アウトリーチ活動の対象企業について)**

- (2) 我々の法域では、米国基準を適用している企業が相当数存在し、我々の大きな活動の一つは、米国基準との違いと、米国基準から IFRS に変更した際の影響について、関係者に教育することである。その中で、既にアウトリーチ活動の準備を進めており、電気業界やガス業界の他、料金規制当局や証券規制当局とも会合を設定している。また、そのうちのいくつかをターゲットにして、合同バーチャル会議を計画している。(カナダ)

⇒カナダと同様に、我々の法域における多国籍企業も米国基準との整合性について関心を持っている。それらの企業に対するアウトリーチ活動を促進できるのであれば、カナダや IASB のアウトリーチ活動に喜んで参加する。(米国)

- (3) 公開草案の影響を受ける企業は比較的少ないが、特定の分野では非常に大きな影響を与える。そのため、大きな影響を受ける企業に焦点を当てたアウトリーチ活動を行うことを考えている。(英国)

### **参加者のその他の発言**

9. 参加者からのその他の主な発言は次のとおりである。

#### **(アウトリーチ活動の方法について)**

- (1) 我々の法域では、作成者と利用者を対象としたアンケートを実施している。作成者に対しては新基準の対象範囲を中心に質問しており、どの程度の影響があるのかを把握したいと考えている。また、導入の課題と費用対効果の観点も把握したいと考えている。(EFRAG)
- (2) 我々の法域では、さまざまな構成機関が既に会合を開き、この問題を検討するための小委員会の設置を開始しており、この会計基準に影響を受ける多くの企業が、今後の会計処理にどのような影響があるのかを理解したいと考えている。(アフリカ)
- (3) 我々の法域における利害関係者からのいくつかのフィードバックによると、IASBは、現行の実務、問題点及びさまざまな法域での料金規制対象企業に対する財務諸表への影響などについて、広く理解を得るべきであるとしている。また、フィードバックでは、アウトリーチ活動の参加者には、異なるバックグラウンドを有する様々な利害関係者を含めるべきであると提案している。例えば、基準設定主体、関連する規制当局、財務諸表作成者、監査人及びアナリストなどである。彼らはまた、公開草案に対する理解を深めるために、IASBが多言語版の資料やガイドライン、事例を提供することを提案している。(中国)
- (4) アウトリーチ活動は、影響を受ける利害関係者の小グループでの議論が最も有効的である。EDの影響を受ける可能性のある法域内の企業を特定し、IASBのアウトリーチ活動に招待することが考えられる。また、IASBが作成するサマリー情報、特に図やフローチャートなどの視覚的な表現を用いたものは、利害関係者への効果的な教育を支援し、本提案に対する認識を高める上で有用である。加えて、IASBのメンバーやプロジェクトチームが、我々の法域内で組織されたアウトリーチ活動に参加することも有益である。(AOSSG)
- (5) 2つの提案がある。1つ目は、新基準の概念、有用性、及び背後にある論理を理解できるように利用者を教育すべきである。2つ目は、アウトリーチ活動においては、作成者への綿密なインタビューなど、対話型の活動を含める必要がある。このタイプのインタビューを行うことで、対象範囲の問題も含めて、実務上の課題があるかどうかを把握できる。(韓国)

#### **(アウトリーチ活動の期間について)**

- (6) コメント期間が 150 日となっているが、共通支配下の企業結合のプロジェクトが

並行してあること、及び今年は財務諸表作成者にとって決算作業が非常に重要になると思われることから、アウトリーチイベントを開催する時間があるのかどうか疑問である。我々は、このプロジェクトが非常に重要であると考えているので、もう少し時間が必要かもしれない。(イタリア、韓国)

**(他の会計基準との相互作用について)**

- (7) アウトリーチ活動の中で次の会計基準との相互作用を理解する必要がある。(フランス)
- ① IFRS 第 15 号「顧客との契約から生じる収益」: 新基準案が IFRS 第 15 号の要求事項をどのように補完するのか、また、規制上の取決めに関する両基準の整合性や作成者のコストの評価などについて理解する必要がある。
  - ② IFRIC 解釈指針第 12 号「サービス委譲契約」: 我々の法域では、IFRIC 第 12 号を適用している。そのため、新基準案と IFRIC 第 12 号との間の相互作用を十分に理解する必要がある。

### III. 暗号資産

#### 議題の概要

10. EFRAG は、2020 年 7 月にディスカッション・ペーパー「暗号資産（負債）の会計処理」（以下「DP」という。）を公表した（コメント期限は 2021 年 7 月 31 日）。DP は、暗号資産（負債）の会計処理のための IFRS 基準を開発する十分な理由があるか否かをレビューし採用し得る方向性に関する提案を行うために作成されており、主として、暗号資産の保有者及び発行者における会計処理並びに暗号資産の会計上の評価に係る論点について検討が行われている。
11. 今回の ASAF 会議では、EFRAG が DP の概要について説明するセッションが設けられ、ASAF メンバーに対して、次の質問がなされた。
- (1) 質問 1：発行者に対する請求権を有していない暗号通貨に関する IFRS IC のアジェンダ決定の適用対象ではない会計トピックを取り扱う必要があるという意見に賛成するか。
- (2) 質問 2：DP で提案されている 3 つのオプション案のうち、どの案が IFRS の規定を対処するための最も適切な解決策と考えるか。
- オプション 1：何もしない（既存の IFRS の規定を変更しない）
- オプション 2：既存の IFRS の規定を明確化又は改訂する
- オプション 3：暗号資産（負債）、又はより広範囲のカテゴリーとなるデジタル資産（負債）に関する、新たな会計基準を開発する
- また、暗号資産（負債）の会計処理を取り扱うためのその他のアプローチの可能性はあるか。
- (3) 質問 3：新たな会計基準を開発するとした場合、暗号資産（負債）のみを対象とすべきか、あるいは、より広範囲のカテゴリーとなる「デジタル資産（負債）（ブロックチェーンを利用しているその他のものを含む）」とすべきか。

#### ASBJ からの発言の要旨とこれに対する参加者の主な発言

12. ASBJ からの主な発言の要旨は次のとおりである。

##### **（我が国における暗号資産に係る会計基準の開発に関する検討状況について）**

- (1) 我々は、ICO トークンの発行・保有等に係る会計上の取扱いに関するガイダンスを

開発するプロジェクトに取り組んでいるが、現時点では、当初に想定していたほどには我が国における ICO の取引が増加していないため、当該市場の動向を注視し、プロジェクトをどのように進めていくかを検討している。

**(質問 1 について)**

- (2) IAS 第 38 号「無形資産」(以下「IAS 第 38 号」という。)が開発された際には、現在のようデジタル世界の到来は想定されていなかったと考えられ、IAS 第 38 号を改訂するタイミングが来ているのではないかと考えている。しかし、それは長期的な取組みになると考えており、利害関係者に受け入れられるものにする必要がある。そのため、まずはリサーチプロジェクトとして取組むことになる可能性が高いと考えており、基準開発が急務になったときに初めて動き出すことがないよう、IASB は当該プロジェクトに着手すべきであると考えている。

**(短期的な取組みが必要と考えられる問題について)**

- (3) 短期的に解決しなければならない可能性のある問題として、中央銀行が発行した暗号通貨が現金及び現金同等物の定義に該当するか否かの論点がある。アジェンダ決定においては、暗号通貨は現行の現金の定義には該当しないと明確に述べられているが、当該決定は近い将来に見直されなければならない可能性がある。

13. ASBJ からの発言に関連する参加者の主な発言は次のとおりである。

**(短期的な取組みが必要と考えられる問題について)**

- (1) 中央銀行によるデジタル通貨の発行に到るまではあまり時間を要しないと思われ、当該通貨の特性をより反映するために、既存の IFRS の規定について検討が必要となる可能性がある。(英国)
- (2) 中央銀行が通貨取引として暗号資産を使用し始めるかどうか、及び当該資産が現行の現金の定義に合致するかどうかについて注視している。(米国)

**参加者のその他の発言**

14. 参加者からのその他の主な発言は次のとおりである。



### (質問 1 について)

- (1) 暗号資産に関連した様々な会計上の問題を認識している。しかしながら、確かに暗号資産の分野は将来重要な発展を遂げる可能性があるが現段階ではどのように発展するかはよく分からないため、IASB はその将来を予測できないようなトピックを取り上げることが避けるべきであり、他の基準設定主体や利害関係者とともに行動することが重要であると考えている。(フランス)
- (2) 我々の法域の利害関係者は、次の 2 つの理由より、本トピックについて議論する必要があると考えている。1 つは、暗号通貨は法定通貨及びその他の伝統的な通貨とは異なるものであり、その技術発展及び当該市場の変化により世界的な影響力を持つ可能性がある一方、その認識又は測定に関する IFRS の特定のガイダンスはないため、暗号通貨の会計処理に関するリサーチを行う必要があると考えているためである。2 つは、IFRS IC のアジェンダ決定は、暗号通貨の性質、適用される基準及び開示要件を明確にするに留まっており、それだけでは不十分だと考えているためである。例えば、暗号資産の発行者及び保有者の会計処理と開示要件を明確にする必要があると考えている。(中国)
- (3) IFRS には暗号資産に関する具体的な要求事項がないことに同意する。しかし、IC0 における発行者の会計処理については、直接、扱う会計基準が存在しないものの、義務が存在しない場合を除いて、ほとんどの場合で適用することになる IFRS 基準は存在すると考えられる。具体的には、企業の実態と整合的に、IFRS 第 15 号「顧客との契約から生じる収益」又は IFRS 第 9 号「金融商品」を適用しなければならないと考える。

また、保有者の会計処理については、適用することになる IFRS 基準の要求事項が存在すると考えており、そのいくつかを IAS 第 2 号「棚卸資産」及び IAS 第 38 号のアジェンダ決定において取り扱っている。多くの場合において、適用する要求事項がないというよりも、要求事項を適用した結果が適切であるか否かが問題になっていると考える。なお、暗号資産に関する具体的な会計基準を定めるべきであるという意見があるが、多くの場合、現行の IFRS 基準の要求事項に「暗号」という文言が含まれないだけであり、暗号資産に適用することになる IFRS 基準は存在すると考えている。(IASB Lloyd 副議長)

- (4) IASB による基準開発に関しては、検討を要する他の問題との優先順位や、暗号資産の市場の発展に先んじて会計基準を設定すべきか又は当該市場がどのように発展するかを見たうえで基準を設定するかどうかを検討することが重要であると考えてい

る。(IASB 理事)

- (5) 権利及び義務の内容に焦点を当てた場合、適用可能な会計基準が存在する可能性が高いと考えている。(米国)

#### (質問 2 について)

- (1) 我々が行ったアウトリーチに回答したメンバーは、本トピックに取り組む必要があることに同意していた。当該メンバーの中には、他の基準と齟齬をきたさない明確なガイダンスを持つために、オプション 3 を支持する意見もあった。他方、我々の法域の利害関係者からは、検討対象とする資産の範囲をデジタル資産から無形資産に拡大することを疑問視する意見も聞かれた。(AOSSG)

- (2) 検討の出発点としては、オプション 2 を支持する。暗号資産の性質を明確化できれば、多くの場合、既存の IFRS 基準で対応可能なのではないかと考える。しかしながら、暗号資産の性質を明確化することは必ずしも簡単ではないため、関連する IFRS 基準との関係性を明確化することは、検討を進めるにあたってのベースになると考える。(フランス)

- (3) オプション 2 を強く支持する。IAS 第 38 号の現行の無形資産の定義は作成者及び利用者にとっても有用でないと考えており、少なくとも、現行の無形資産の定義を修正すべきと考えている。

ICO については、既存の IFRS 基準で対処できるものも多くあると思われ、保有者及び発行者の会計処理を対象とする包括的な新たな会計基準を開発することは非常に困難であると考えている。なぜなら、ICO 及び暗号資産の市場は現状では発展の初期段階にあり、将来的には現在とは大きく異なるものになると考えられ、将来的に何が起こるかを予測したうえで新たな会計基準を開発することは非常に困難と考えられるためである。なお、政府や規制当局による関連する法律の制定についても、今後の動向を注視する必要があると考えている。(韓国)

- (4) 我々の法域の利害関係者は、オプション 3 を好んでいるが、暗号通貨の市場の発展や暗号通貨に関するリサーチの進展に合わせて、新たな基準を開発することが最良の解決策かどうかについて将来さらに検討する必要があると考えている。

新たな会計基準を開発すべき理由としては、既存の IFRS 基準には暗号通貨の保有者及び発行者の会計処理の規定がないことや、単に既存の IFRS 基準を改訂又は明確化しただけでは、暗号通貨の実態を正確に反映することはできず、誤解を招く可能性があるからである。また、暗号通貨は将来、新たな発展や変化をもたらすことが予想され、それに対応した会計基準の改訂を容易にし、他の既存の IFRS 基準に大

きな影響を与えないように、暗号通貨の会計基準を個別に設定することが重要であると考えている。また、新たな会計基準は、よりの絞ったものになり、人々が理解しやすく、遵守しやすくなると考えられる。(中国)

- (5) 我々はどのオプションも支持しない。暗号資産の分野は、規制、ガバナンス、市場の成熟度がまだ発展途上であり、我々の利害関係者の見解も考慮すると、暗号資産に関する基準について IASB のアジェンダに追加する緊急の必要性があるとは考えていないためである。ただし、暗号資産の利用が拡大するにつれ、暗号資産に関連するリスク等についての開示を求める投資家のニーズがあると考えられ、既存の IFRS 基準がこれらのニーズを十分に反映できるかについてなど、検討に値する論点があるということも認識している。(英国)

### **(質問 3 について)**

- (1) 我々の利害関係者は、ブロックチェーン技術で形成された暗号資産及び暗号負債の経済的実態及び取引形態が、暗号通貨と類似している場合、これらも新たな会計基準の範囲に含めることができると考えている。これらには分散的な特徴があり、公式に第三者の承認を受けておらず、市場によってコントロールされているが、既存の IFRS 基準ではこれらの定義や会計処理について規定されていないためである。また、我々の利害関係者は、会計におけるデジタル資産の範囲及び分類を明確化するために、暗号通貨の会計基準のフレームワークを確立することに焦点を当てること、及び適用可能性及び信頼性を高めるため、変更が最小限に抑えられるような会計基準を開発することを提案している。(中国)

## IV. 資本の特徴を有する金融商品

### 議題の概要

15. 本セッションでは、IASB が 2018 年 6 月に公表したディスカッション・ペーパー「資本の特徴を有する金融商品」(DP) における開示に係る提案内容を改善するための修正の可能性等について、IASB スタッフから提示された修正提案に対する質問項目(後述)に沿って議論が進められた。
16. 今回の提案は、2019 年前半に DP に寄せられたフィードバックを分析した際、開示に関しては、利害関係者、特に投資者から全般的な支持があったものの、一部の開示項目を適用する際の困難さが指摘されたため、当該指摘に対応して DP の提案内容を改善するための修正の可能性を検討したものである。
17. IASB スタッフからの修正提案とそれに対する質問項目は、以下(1)～(3)のとおりである。

#### (1) 請求権の清算時における弁済順位に関する開示情報

(修正提案の概要<主に質問項目、ASAF メンバーの発言に関連するもの>)

- ・親会社及び重要な金融商品を発行した子会社毎に、個別企業ベースでの弁済順位に関する情報を開示する(連結ベースの金額との調整表を含む)。
- ・契約条件に基づいた清算時における弁済順位を示し、弁済順位に影響を及ぼす契約条件に関する定性情報、金融負債及び資本性金融商品の帳簿価格を財務諸表の注記項目として開示する。
- ・目的適合性がある場合、法律上の観点に基づく清算時の弁済順位が契約条件に基づく弁済順位と異なる旨、及び当該差異が契約上の弁済順位に及ぼす影響について(可能な範囲で)開示する。
- ・非金融負債及び IAS 第 32 号の対象とならない金融商品の清算時における弁済順位に関する説明を(可能な範囲で)提供する。

#### (質問項目)

- ・清算時における弁済順位に関する情報に対する上記修正案(特に以下の 2 点)についてどのように考えるか。
  - ①清算時における弁済順位を金融負債及び資本性金融商品の契約条件のみに基づき決定するとした場合、簡略化のために次の項目に関する説明記述的な情

報を開示することについてどう考えるか。

- a. 清算時における法律上の弁済順位と契約上の弁済順位との違い
- b. 非金融負債等（例えば、税金負債や退職給付債務）が清算時における弁済順位に及ぼす影響

②帳簿価額は清算時における回収可能額又は公正価値とは異なるため、定量的な情報を提供すべきか、もし提供すべきとする場合、測定規準を特定すべきか否か。

## (2) 潜在的な希薄化に関する開示情報

(修正提案の概要<主に質問項目、ASAF メンバーの発言に関連するもの>)

- ・ 報告期間中における増減表ではなく、報告日時点において発行済みの潜在的普通株式の種類毎に、発行される可能性がある追加的な普通株式の最大株式数を開示する。
- ・ 希薄化の潜在的可能性を理解するために関連する主要な契約条件に関する情報（例えば、行使価格、行使日及び当該行使のための条件等）を開示する。

(質問項目)

- ・ 潜在的な希薄化に関する情報に対する修正案（特に以下の2点）についてどのように考えるか。
  - ① IFRS 第2号に基づく開示情報と相互参照しつつ、株式決済・株式ベース支払に関する説明記述的な情報を含めることにより簡略化すること（すなわち、追加的に発行される株式の最大株式数の計算から除外する）についてどのように考えるか。
  - ② 本開示は、上場企業及び非上場企業の双方に求めるべきか否か。

## (3) 契約条件に関する開示情報

(修正提案の概要<主に質問項目、ASAF メンバーの発言に関連するもの>)

- ・ 財務諸表に対する単独の注記として、次の事項を開示する。
  - ① 長期の資金調達のために発行される全ての金融商品に関して、将来キャッシュ・フローの内容、タイミング、金額及び不確実性に影響を及ぼす主要な契約条件を開示する。

② 資本及び負債の双方の特徴を有しているために資本又は負債の分類を決定するために重要な判断が伴う金融商品の場合、分類を決定する主要な特徴(仮定及び判断を含む)について開示する。

③ 議決権に関する情報を開示する(議決権の行使が特定の状況においてのみ可能である場合には、当該状況について説明する)。

(質問項目)

- ・契約条件に関する情報に対する上記修正案についてどのように考えるか。特に、分類を決定するに至った主要な特徴の開示を求める対象範囲を、資本及び負債の双方の特徴を有するため資本又は負債の分類を決定するために重要な判断を伴う金融商品に限定することについてどのように考えるか。

### ASBJ からの発言の要旨とこれに対する参加者の主な発言

18. ASBJ からは、清算時における弁済順位に関する修正案を中心に発言を行った。主な発言の要旨は次のとおりである。

- (1) 財務諸表利用者の観点からは、清算時における弁済順位は、報告企業に対する全ての請求権に対して評価が行われるので、金融負債及び資本性金融商品のみを開示の対象に限定しているスタッフ提案は支持できない。
- (2) 破綻時には継続事業の前提は成立しておらず、公正価値及び帳簿価格のいずれも公正な表示とはいえない可能性があると考えており、定量的説明よりも定性的な説明のほうを愛好する。
- (3) 連結グループの金融商品の内訳を、さらに各子会社に区別して開示するスタッフ提案は、概念フレームワークで説明される連結財務諸表の趣旨と整合的でないほか、何千もの子会社を有するコングロマリットでは現実的ではないため、支持できない。

19. ASBJ からの発言に対する参加者の主な発言は次のとおりである。

### ASBJ からの発言の要旨とこれに対する参加者の主な発言

(請求権の清算時における弁済順位に関する開示情報)

- (1) 疑問の 1 つは、開示原則において削減しようとしてきた財務諸表内のノイズを付け加えることになっているのではないかとの点であり、その一例が、連結グルー

プの金融商品の内訳をさらに子会社別に開示することである。これは多くの追加情報を必要とするため作業負担の重さが懸念される点は ASBJ 等も指摘しているとおりであり、我々も同じように理解している。もう 1 つの疑問は、清算時に関する情報の提供が継続事業の前提と整合していないのではないかという点である。(アフリカ)

- (2) 清算時の弁済順位に関する開示情報の潜在的な意義について、AOSSG メンバーは概ね賛同している。しかし、一部メンバーからは、開示の複雑性やそれに起因する作成負担を懸念する声が聞かれた。こうした中、弁済順位を開示する場合には、法的見解が必要となり負担増となる可能性があるため、契約条件を開示する方がよいとの提案が寄せられた。また、全員が公正価値よりも帳簿価格を選好するとの意見であった。(AOSSG)
- (3) スタッフ提案に対して、我が法域の関係者は、財務諸表利用者に有用な情報を提供できるとして概ね賛成であるが、定量的情報の開示について、公正価値の見積りが困難なため帳簿価格を選好している。(中国)
- (4) 説明記述的な情報開示のうち、①清算時における法律的な弁済順位と契約上の弁済順位の差異と②非金融負債が清算時における弁済順位に及ぼす影響については、作成負担が極めて重い。その理由として、①については、法律上の弁済順位と契約上の弁済順位が異なる場合に、作成者はその違いを検討するために追加的な資料を利用する必要があること、②については、IAS 第 32 号の対象外のものも含めてすべての負債についてレビューを行うことが非常に困難であることが挙げられる。(韓国)
- (5) スタッフ提案の方向性は支持するが、最終目的がグループ全体の支払順序の優先関係の把握であることを前提とすると、子会社を持たず調達構造が複雑でない小規模なグループ会社は別として、それ以外の複雑なグループ会社については、提案にある表上に整理した情報では、複雑な状況を捉えきれないように思われる。対応は容易ではないが、EU で金融機関が金融負債や資本性金融商品に対して行っている開示であれば、非金融機関にも広げられる可能性がある。また、定量的な情報については、清算を想定しているのであれば、公正価値及び帳簿価格のいずれも適切とはいえず、清算価格 (liquidation value) を用いるべきと考える。(フランス)
- (6) 提案の開示が、開示原則での作業と整合するか理解することが有用だと考えており、この点を教えてもらいたい。連結ベースでの請求権の弁済順位に関する情報を提供することは多くの困難を伴うので、例えば、各企業別の情報開示の提案は

歓迎するが、税などの優先請求権をどうするかという対応が難しい論点がある。このため、情報利用者である投資者にとっての便益と作成者のコストとのバランスに見合うかどうかをフィールド・テストを行うなどして見極めることが有用ではないか。(英国)

- (7) ASBJ の指摘どおり、多くの子会社を抱える多国籍企業について子会社別の開示を求めていくことは実務的に可能か疑問がある。また、清算時における弁済順位に関する情報開示が目的なのであれば、子会社の連結が水平又は垂直統合型かで開示は同じなのか等について整理しておくことは有益であると考えます。(米国)
- (8) 清算時における法律上の弁済順位と契約上の弁済順位との違いについて開示することは、ASAF メンバーからも懸念が示されているように、あらゆるケースにおいて合理的なコストを超える可能性がある。この背景には、破産裁判所が清算の結果をどのように管理・決定するかを各企業が予測しなければならないことがあり、こうした点を踏まえ、ASAF メンバーに対する質問では、法律上の弁済順位よりも契約上の弁済順位を強調した。(IASB 理事)
- (9) 開示情報について、利用者は有用といい、作成者は負担が重いといっている状況の中で我々が次にすることは、利用者が本当に必要としている情報は何かをより詰めて特定することだと考える。便益とコストのバランスという議論もあるが、我々が利用者から聞いている情報へのニーズは極めて強いため、「これは極めて困難であるから、やるべきではない」という発想に立つのではなく、提案している開示が実現できるための実務的な方法を提案して頂きたい。また、財務諸表の作成の基礎に継続事業の前提があることには同意するが、清算シナリオのような異なる観点が投資者に有用な情報ではないということの意味するものでもないと考えている。(IASB Lloyd 副議長)

20. 参加者からのその他の主な発言は次のとおりである。

**(潜在的な希薄化に関する開示情報)**

- (1) 潜在的な希薄化に関する情報については、上場企業及び非上場企業の双方に求めるのがよいと考えるが、最大株式数の重要な変化に関する説明記述的な情報は実務コストがメリットを上回るのではとの懸念が一部から聞かれた。(AOSSG)
- (2) 潜在的な希薄化に関する情報についてのスタッフ提案には賛成であるが、我が法域の関係者からは、最大株式数に関し幾分懸念が示されているため、前提等について IASB からの更なる説明を期待する。また、我が法域の関係者は、利用者の理



解向上の観点から、買戻計画と買戻規制に関する追加的な開示を提案している。潜在的な希薄化に関する情報については、上場企業及び非上場企業の双方に求めるのがよいと考えている。(中国)

- (3) スタッフ提案に賛成であり、潜在的な希薄化に関する情報については、上場企業及び非上場企業の双方に求めるのがよいと考えている。(EFRAG)
- (4) IFRS 第 2 号に基づく開示情報と相互参照するとの提案に賛成である。また、潜在的な希薄化に関する情報は上場企業及び非上場企業の双方に求めるのがよいと考えている。これが論点となるのは、IAS 第 33 号の適用範囲が上場企業と上場しようとしている企業に限られているからであり、そのように限定されている理由について結論の背景には答えがないと考えている。IAS 第 33 号は 20 年以上前の基準であり、現在の適用範囲を決めるベンチマークとして最適ではない可能性がある。(フランス)
- (5) 潜在的な希薄化に関する情報を非上場企業に求めることは負担が重いのではないか。IASB が投資家から聞いた、非上場企業は複雑な資本構造を有しているという点は同意するものの、非上場企業を含める提案は行き過ぎではないかと考える。(英国)

**(契約条件に関する開示情報)**

- (6) 分類を決定するに至った主要な特徴の開示を求める対象範囲については、機械的にすべての資本性商品が対象とならないように、資本及び負債の双方の特徴を有するため資本又は負債の分類を決定するために重要な判断を伴う金融商品に限定するのがよいと考える。(韓国)
- (7) スタッフ提案に概ね賛成するが、以前、同様の開示が IAS 第 32 号に含まれていたが、IFRS 第 7 号とともに削除されており、その理由を確認する価値があるかもしれないとの指摘が一部から聞かれている。(AOSSG)

## V. 動的リスク管理

### 議題の概要

21. 本セッションでは、動的リスク管理に関するプロジェクトの進捗状況等について、IASB スタッフより口頭のみで報告が行われた（アジェンダ・ペーパーはなし）。なお、ASAF メンバーからの発言はなかった。

22. IASB スタッフからの報告の概要は、以下のとおり。

#### （アウトリーチの進捗状況）

23. 2020年10月から25行の銀行を対象にアウトリーチを実施している。対象先の選定にあたっては、幅広い地域・法域を網羅することや、バランスシートの規模や構造、ビジネスモデル、現在のヘッジ会計の適用状況、実際の営業環境等の様々な特徴を有する銀行が含まれることを考慮している。

24. アウトリーチは、参加する各行と個別に議論する形で進めており、これまでで約半分が終了し、残りについては来年早々に実施する予定である。

25. 一部の銀行よりタイムラインの延長を求める声があるものの、アウトリーチが問題なく進めば、2021年第1四半期を目途にすべての議論を終え、同年4月には審議会に対してフィードバックの報告を行うことができると考えている。

#### （これまでに聞かれた声）

26. これまでの議論において各行から共通して聞かれたのは、「動的リスク管理（DRM）モデルがどのように作用するかは、金利リスクに対する戦略やその戦略の組み合わせによって異なる」ということであり、具体的に関心が寄せられたのは、主に以下のとおりである。

- ・ DRMモデルは、経済価値ベースの測定値(economic value-based measures)と利益ベースの測定値(earning-based measures)の両方に対応できるのか
- ・ リスク管理戦略において生じ得る結果に幅や制限がある場合に、金利リスク管理をDRMモデルにいかに関係反映するか
- ・ ポートフォリオの資産及び負債に予期せぬ変更が生じた場合に、いかに一致(alignment)又は不一致(misalignment)を計測するべきか
- ・ DRMモデルから生じたOCIのボラティリティを規制上の資本ではいかに取り扱うべきか

## VI. 交換可能性の欠如（IAS 第 21 号の修正）

### 議題の概要

27. 通貨の交換可能性の欠如に関して、IAS 第 21 号「外国為替レートの変動の影響」の狭い範囲の修正が予定されており、公表が見込まれる公開草案（ED）の内容が紹介された。ED は 2021 年第 1 四半期に公表予定である。

### （交換可能性が欠如している状況の識別）

28. 特定の目的上、企業が、僅少な金額の外貨しか獲得できない場合、交換可能性が欠如している。外貨獲得の目的は、①外貨建取引を機能通貨で報告する場合、個々の外貨建取引又は関連した資産及び負債を決済すること、又は②機能通貨以外の表示通貨を使用する場合、企業の純資産を実現させること、のいずれかであると仮定する。

29. 交換可能性を評価する際は、企業は、①外貨獲得までの期間、②外貨を獲得する意図ではなく能力、並びに③強制可能な権利及び義務を生じさせる市場又は交換の仕組みを考慮する。

### （外国為替レートの見積りの要求）

30. ED は、外国為替レートの見積りプロセスの目的を示す。その目的は、次の条件に該当する直物レートを見積ることを企業に要求するものとなる。

(1) 通貨に交換可能性があったならば企業が報告日時点でアクセスできていた。

(2) 市場参加者の間での秩序ある取引において生じた。

(3) その日現在の経済状態を忠実に反映する。

31. 企業は、観察可能なレート（直物レートの定義を満たさないもの）が、見積りプロセスの目的（前項）に合致し、次のいずれかの場合にはそのレートを使用できる。

(1) 観察可能なレートが、特定の取引又は残高について直物レートの定義を満たすが、企業が交換可能性を評価している取引又は残高についてのものではない場合

(2) 財務諸表の発行が承認される前に交換可能性が回復された場合に、その観察可能なレートが交換を行える最初のレートである場合

### （開示の提供）

32. 企業は以下について、開示を求められる。

(1) 通貨の詳細と制限事項の記述

- (2) 影響を受ける取引の記述
- (3) 外貨建資産及び負債の帳簿価額
- (4) 直物レート及び当該レートが観察可能なレートか、見積られたレートか
- (5) 適用した見積技法と使用されたインプットに関する定性的・定量的な情報
- (6) 通貨の交換可能性の欠如のために企業が被るリスクに関する情報

### **ASAF メンバーに対する質問**

33. 提案についての質問やコメントが求められた。

### **ASBJ からの発言の要旨とこれに対する参加者の主な発言**

34. ASBJ からは特段の発言は行っていない。

### **参加者のその他の発言**

- (1) 今回の提案を歓迎する。我々の法域の一部、特にある国では、ほぼすべての主要通貨に対する自国通貨の交換可能性の欠如への対処に悩まされており、この国での経験から、ED に対するコメントが有意義なものになることを期待する。(アフリカ)
- (2) 今回の提案を歓迎する。留意点として、この提案が対処しようとする状況の種類は、各法域と各状況によって大きく異なる可能性があり、ある状況に対処するように策定されたものを別の状況に適用させることは、より難しい可能性があることについて留意が必要である。(英国)
- (3) 交換可能性が欠如している状況を識別するための主要な規準を、僅少な金額の外貨しか獲得できない状況としているが、実際には、僅少な金額を超える外貨を獲得できる場合でも、交換可能性の欠如を示す状況もあると考えられ、そのような場合、経済状況が類似していても交換可能性の欠如となる範囲から除外される可能性がある。我々は、僅少な金額を超える外貨を取得できる状況は、外国為替市場が正常に機能していないことを示していると考えており、その場合、外国為替市場で観測可能な為替レートは、財務報告目的としての適格性を欠いているといえる。このような場合、ED の提案では経済的実態を適切に反映できず、企業間の比較可能性を損なうものになると考える。したがって、IASB は金額基準（つまり、僅少な金額）を必要条件とするのではなく、交換可能性の欠如を評価するための重要な指標の 1 つとして提案すべきである。これは、企業が僅少な金額を超える外貨を獲得できたとしても、他の事実や状況の評価によっては交換可能性が欠如していると結論付ける可

能性があることを意味する。(韓国)

- (4) 我々の法域の利害関係者は、公表予定の ED を概ね支持している。そのうえで、ED の公表時に IASB がより詳細な解説と設例を提供すること、及び交換可能性の欠如の定義のさらなる明確化、特に僅少な金額の閾値を明確化することを提案する。また企業が交換可能性を評価する際に考慮すべき 3 つの要素（外貨獲得までの期間、外貨を獲得する意図ではなく能力、強制可能な権利及び義務を生じさせる市場又は交換の仕組み）が、その評価に必須の要素であるかどうかについては疑問がある。(中国)
- (5) IAS 第 21 号は直物レートが観測できない場合に企業が使用する為替レートの要件が含まれていないことから、狭い範囲の修正によって交換可能性の欠如の問題に対処することを支持する。我々の法域では、交換可能性の欠如の問題に遭遇した場合を認識していない。しかしながら、IASB が検討すべき点として、以下の提言を行う。
- ① 交換可能性の欠如を判断する際の 1 つの要素である「外貨獲得までの期間」に関して、「通常の管理上の遅延」を定義することは適切でない可能性もあるが、用語の意味を正確に理解するためのガイダンスを ED に追加することを提案する。これは、企業が当該期間を極めて短く又は極めて長く設定する状況を避けるためである。
  - ② 直物為替レートの見積りについて、2020 年 4 月に開催された IASB ボード会議のアジェンダ・ペーパーでは、観察可能なレートが直物レートに近似しているかどうかを評価する際に企業が考慮すべき指標について言及しており、これらの指標を ED に含めることを提案する。これは、関連する指標が他にも存在するため、一貫性のある適用を支援するためである。また、それらの指標は網羅的ではないと ED に記すことも有用であると考えている。(AOSSG)
- (6) 交換可能性の欠如の識別の判断規準は、ED のフィードバックで確認したい重要な点の 1 つである。我々はどこに（交換可能性の欠如を）識別するラインを引くのかについて、多くの議論をしてきた。我々は金額の X% といったような明確な基準は設定せず、「僅少な金額」という概念を用いた。この提案が一貫した適用のために十分に明確であるかどうかについて、フィードバックを得ることが重要であると考えている。  
(IASB Lloyd 副議長)

## VII. プロジェクトの近況報告と次回 ASAF 会議の議題

### 議題の概要

35. 本セッションでは、IASB のプロジェクトの近況報告と、次回 2021 年 3 月に開催予定の ASAF 会議で取り上げる議題についての議論が行われた。
36. アジェンダ・ペーパーにおいては、以下の議題が提案されている。
- (1) 共通支配下の企業結合
  - (2) 採掘活動
  - (3) 経営者による説明
  - (4) IFRS 第 9 号の適用後レビューー分類及び測定
  - (5) IFRS 第 10 号、IFRS 第 11 号及び IFRS 第 12 号の適用後レビュー
  - (6) 基本財務諸表

### ASBJ からの発言の要旨とこれに対する参加者の主な発言

37. ASBJ からは特段の発言は行っていない。

### 参加者のその他の発言

38. 参加者からのその他の主な発言は次のとおりである。

- |   |
|---|
| <ol style="list-style-type: none"><li>(1) IASB ディスカッション・ペーパー「共通支配下の企業結合」のコメント期間が延長されたことを考えれば、共通支配下の企業結合を 3 月の ASAF 会議の議題から延期することが可能なのではないか。(英国)</li><li>(2) 我々のグループを構成する法域からは、共通支配下の企業結合をはじめとした協議文書を議論するために提案された議題については、3 月の ASAF 会議の前にセッションの目的を十分に理解しておくことが有用であるとの意見がある。(AOSSG)<br/>⇒何に焦点を当てるかについて事前の連絡を確実に行うことを検討する。(IASB Lloyd 副議長)</li><li>(3) IASB ディスカッション・ペーパー「企業結合—開示、のれん及び減損」のコメント期間が年末に締め切られるが、次回の議論の機会はいつになるのか。(カナダ)<br/>⇒3 月の IASB ボード会議で初期的なフィードバックの分析について議論を予定し</li></ol> |
|---|

ているが、3月のASAF会議までにすべてのフィードバックを分析する時間が確保できない。それらはその後のASAF会議で取り上げることになる。(IASBスタッフ)

- (4) 料金規制対象活動の公開草案やグループ会計に関するIFRS基準の適用後レビューの情報要請のコメント期限が、共通支配下の企業結合のディスカッション・ペーパーのコメント期限よりも早いことを考えると、共通支配下の企業結合の議論を3月のASAF会議で行うことに疑問がある。(フランス)

⇒ASAF会議での議論のベストなタイミングを検討したい。また、議論で何が期待されているのかということについても検討する。(IASB Lloyd 副議長)

以 上